

平成27年3月

「給与スタンダード」
「給与人事パーフェクト」
「BIZTREK給与」を
ご使用のお客様へ

株式会社マーベルコンピュータ
〒673-0041 兵庫県明石市西明石南町1-10-13
TEL.078-923-5536, FAX.078-922-6627
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前3-1-27-901
TEL.03-5786-3347, FAX.03-5786-3348

平成27年4月分(5月納付分)～ 健康保険料率・介護保険料率改定のお知らせ

このたび、平成27年4月1日(5月納付分)より、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）の健康保険料率・介護保険料率が改定されます。**（※本年度は例年より1月遅れての改定となります。なお、組合健保の改定月につきましては、それぞれの組合にご確認ください。）**

これに伴い、「BIZTREK給与」「給与スタンダード」「給与人事パーフェクト」におきまして、下記作業が必要になりますので、お知らせ致します。

- (1)「健保/厚生年金料額表」（その他メニュー）の料率の変更、ならびに、社員への適用
- (2)「賞与基本情報」（賞与メニュー）の、賞与健康保険料率の変更

今回は新プログラムの送付はありません。次ページの手順にそって処理をお願いいたします。

この説明書では、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）兵庫支部の料率に基づいて説明しておりますが、**料率は各都道府県によって異なりますので、各支部から通知された料率を設定してください。**

また、組合管掌の健康保険に加入されている場合は、本人負担の2倍の率を設定して運用してください。ご不明な点がございましたら、03-5786-3347 または 078-923-5536 までお問い合わせ下さい。よろしくお願い致します。

【作業時期と手順】

{1} 「その他」メニューの「健保/厚生年金料額表」の再計算と、社員への適用

◆時期 4月の給与計算の後、5月の給与計算の前

通常、4月分の保険料は5月支給分給与から控除しますので、給与計算上で実際にこれらの改定を行う時期は、5月になります。4月の給与計算後、5月の給与計算の前に、料額表の再計算と社員への適用処理を行って下さい。(例外的に、4月分の保険料を4月支給分給与から控除している会社や、加入している組合健保の保険料率改定月が3月分(4月末納付分)からの場合は、3月の給与計算後、4月の給与計算の前に行ってください。)

1 給与データのバックアップコピー (複製)

作業中のトラブルに備え、作業前に給与データのバックアップコピーをとってください。

2 新料率の入力、再計算

1) 「その他」メニューから、「健保/厚生年金料額表」を選択します。

2) 健保/厚生年金料額表が画面に表示されます。画面上部の健康保険の「一般」(上段)と「介護保険該当」(下段)の料率をそれぞれ変更します。(料率は各都道府県によって異なります。左図は、兵庫支部の例です)

料額表の端数について：この表の保険料は、被保険者負担分です。被保険者負担分に円未満の端数がある場合は、「事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。」(協会けんぽ)となっています。

3) 「保険料再計算」ボタンをクリックしますと、新しい料率に基づいた保険料額表に書き変わります。「賞与の保険料にも給与と同じ率を設定しますか」のメッセージが表示されましたら「はい」をクリックします。

3 社員への適用

4) 画面上部の「料額適用」ボタンをクリックします。

5) 選択画面で、上の方のラジオボタン(社員情報に登録されている等級を元に、料額表の標準報酬月額、保険料を適用する)をクリックして、「適用」ボタンをクリックします。処理がすすみましたら、「終了」します。

この処理により、社員情報に登録されている健康保険・介護保険の保険料が、新料額表の料額に自動的に書き変わります。社員情報を開いて、ご確認ください。

↓旧料額表

↓新料額表

等級	標準報酬月額	報酬月額	健康保険料	介護保険料
1	58,000			
2	68,000			
3	78,000			
4	88,000			
5	98,000			
6	104,000			
7	110,000			
8	118,000			
9	126,000			
10	134,000			
11	142,000			
12	150,000	146,000	7,500	8,790
13	160,000	155,000	8,000	9,376
14	170,000	165,000	8,500	9,962
15	180,000	175,000	9,000	10,548

健保・厚生年金料額表
料額表適用

※どちらかを選択してください。

社員情報に登録されている等級を元に、料額表の標準報酬月額・保険料を適用する。

社員情報に登録されている標準報酬月額を元に、料額表の等級・保険料を適用する。

キャンセル 適用

保険料再計算により、この部分が書き変わります。

{2} 「賞与基本情報」から、給与体系別に、保険料率の変更。

◆時期 即日～遅くとも、27年4月以降、最初の賞与入力の前迄

●{1}の操作で、賞与の保険料率も同時に新料率に書き変わっているはずですが、念のため下記の操作を行って確認してください。

※「1」「2」「3」の順に登録してください。

1.共通項目登録

2.給与体系別項目登録

3.項目総合計の名称登録

給与体系一覧

※F4 対して給与体系別賞与項目へ

コード	名称
001	総務部
002	営業部
003	パート
004	業務

賞与健康保険料率

料率は都道府県毎に違います。下図は兵庫県の場合の設定例です。

一般	100.04/1000
介護保険該当者	116.20/1000

賞与厚生年金保険料率

賞与厚生年金基金保険料率

174.74/1000	0.00/1000
-------------	-----------

1) 「賞与」メニューから、「賞与基本情報」を選択します。

2) 次に、「2.給与体系別項目登録」を選び、登録へ ボタンをクリックします。
※スタンダード版では、「2.賞与ユーザー設定項目登録」を選び、4)へ進みます。

3) 給与体系一覧から給与体系を一件ずつダブルクリックします。

4) 健康保険料率の、「一般」と「介護保険該当者」欄の率を、それぞれ確認し、違っていたら訂正します。

5) 登録ボタン をクリックします。

※スタンダード版では、2)の画面に戻るので、そのまま終了します。

6) 一覧画面に戻るので、他の給与体系も全部同じように確認します。全部確認し終えたら、終了します。